

塩竈市災害対策本部ニュース第69号

平成23年8月5日 13:00 発行 **次号の発行は8月12日(金)の予定です**

感謝の気持ちをこめて

●8月2日、震災以来、多大なご支援をいただきました陸上自衛隊第22普通科連隊の皆さまが、撤収いたしました。多くの市民の方々が集まり、これまでの支援への感謝の横断幕を掲げ、花束を贈呈しました。



子ども達から花束と手紙が手渡されました

2日 11時頃 市役所玄関前

震災復興計画地区懇談会を開催します

●本市の被災状況と復興計画の策定状況をお知らせし、皆さまのご意見を復興計画に反映させるため、地区別の懇談会を8月中旬から開催します。日程・場所等につきましては、地区ごとにお知らせいたします。お問い合わせ：震災復興推進室 内線280

市内空き店舗を活用する「シャッターオープン・プラス事業」2次募集のお知らせ

●対象者：今年度中に市内の空き店舗を利用して企業する団体・個人 補助率：賃借料、改装費など1/3から2/3以内 応募：必要書類(様式は市ホームページ)を、商工港湾課(壱番館1階)に持参ください。審査の上選考 期間：8月15日-24日 お問い合わせ：TEL364-1124

東日本大震災慰霊・復興灯籠流し参加者募集

●日時：8月11日(木)17:00-20:00 場所：マリンゲート塩釜 料金：灯籠一個1,000円 乗船料：大人1,000円・子供500円 ※安全確保のため、船上から灯籠を流します。西馬音内盆踊り17:30～、灯籠流し船出航19:00～ お問い合わせ：丸文松島汽船TEL365-3611

運転免許の有効期間の延長措置が8月末で終了します

●東日本大震災の特例措置で運転免許の有効期限が延長されていましたが、8月末に期限が終了します。延長の適用を受けている方は、9月になると免許の更新ができなくなります。お問い合わせ：宮城県運転免許センターTEL373-3601

市内の放射線の測定をしています

●測定場所：市内27箇所 ◇毎日測定：市役所 ◇週6回：4箇所、◇週1回：22箇所 結果：市ホームページで公表 お問い合わせ：市民安全課 内線245

	塩竈市役所	東部(東部保育所)	西部(月見ヶ丘小学校)	南部(第三小学校)	北部(第二中学校)
29日(金)	0.089	0.120	0.099	0.101	0.100
30日(土)	0.094	0.119	0.095	0.092	0.087
31日(日)	0.088	0.119	0.100	0.087	0.104
1日(月)	0.093	0.114	0.105	0.104	0.095
2日(火)	0.084	0.118	0.100	0.101	0.102
3日(水)	0.086	-	-	-	-
4日(木)	0.084	0.122	0.093	0.097	0.094

●文部科学省の暫定基準は、屋外活動の制限を3.8($\mu\text{Sv}/\text{h}$)マイクロシーベルト毎時以上としており、市内の測定値は、この値を大きく下まわっています。○単位は、「マイクロシーベルト毎時($\mu\text{Sv}/\text{h}$)」です。1,000マイクロシーベルトは1ミリシーベルト、1,000ミリシーベルトは1シーベルトです。○校庭など広

い場所の中央部で、小学校・幼稚園・保育所(園)は地上 50cm、中学校と市役所は 1m で測定。

29日(金)	玉川小学校	0.121	玉川中学校	0.067	さかえ保育園	0.102	パドマ幼稚園	0.119
30日(土)	第三中学校	0.077	あゆみ保育所	0.085	北浜保育園	0.084	香津町保育所	0.100
31日(日)	第二小学校	0.128	第一中学校	0.103	第一小学校	0.099	-	-
1日(月)	カッパ幼稚園	0.102	第二中央幼稚園	0.118	聖光幼稚園	0.114	中央幼稚園	0.087
2日(火)	清水沢保育所	0.111	玉川保育園	0.118	ひまわり幼稚園	0.093	-	-
3日(水)	浦戸中学校	0.112(50cm)	0.114(1m)	-	-	-	-	-
4日(木)	杉の入小学校	0.109	藤倉保育所	0.098	新浜町保育所	0.103	-	-

市内の水道水から放射性物質は検出されていません

- 水道水から、放射性物質(ヨウ素 131、セシウム 134・137)は不検出です。検査機関：東北大学環境安全推進室 お問い合わせ：水道部 梅の宮浄水場 TEL362-1444
- 引越され、以前の住居で水道を使用しない場合、手続きをお願いします。ご連絡がない場合、不使用でも基本料金等が発生します。お問い合わせ：水道部営業課 TEL364-1411

被災したお店を再開した方に、費用の一部を支援します

- 対象：要件を全て満たす方、①市内の中小企業・個人事業主 ②震災時に営業していた市内の商店、工場など半壊以上の被害 ③市内で事業を再開、営業中の方、なお、被災者生活再建支援金、市の災害見舞金が適用される方は対象外です。支援額：全壊 30 万円、大規模半壊 20 万円、半壊 10 万円(上限額) 必要書類：①り災商店等再生支援金支給申請書、②り災証明書、③工事等の領収書、④預金通帳、⑤平成 22 年分の確定申告写し、⑥企業の場合は法務局発行「現在事項全部証明書」○審査の上、支給決定 申請場所：総合相談窓口 お問い合わせ：商工港湾課 TEL364-1124

相談窓口・り災証明書・被災家屋解体等・見舞金について

- 総合相談窓口 場所：市役所東分庁舎 1 階。開設時間：月-土 9:00-17:00。相談項目：①被災者生活再建支援金、②災害見舞金、③災害援護資金貸付、④応急住宅修理、⑤応急仮設住宅、⑥被災家屋解体・被災車両の処理 ※日曜日と祝日はお休みになります。
- 高速道路用り災届出証明書 場所：市役所市民安全課 時間：8:30-17:00(月-金)、9:00-17:00(土) ※混雑しています。申請の際は、時間に余裕をもってお越し下さい。
- り災証明書 場所：市役所税務課 ※土曜日は、「り災証明」「り災届出証明」「再発行」申請です。
- 被災建物の解体を補助 対象：市内の個人・企業の敷地内の家屋(住居・事務所・店舗)、ブロック塀など。擁壁・土留めは対象外。既に業者に依頼し解体・撤去済でも、補助対象の場合あり(一部自己負担金が発生する場合)。必要書類：①印鑑、②り災証明書又はり災届証明書、③家屋の登記簿謄本、④身分証明書(免許証等)、⑤見積書等、⑥写真等 申請受付：総合相談窓口・環境課TEL365-3377 (9:00-17:00)
- 災害見舞金を支給 対象：被災世帯(居住家屋)。全壊 10 万円、大規模半壊 7 万円、半壊 5 万円。必要書類：り災証明・住民票・預金通帳の写し。被災者生活再建支援金を申請済の方は、新たな申請は必要ありません。詳しくは：総合相談窓口。

お亡くなりになられた方・行方不明者の状況(8月5日 現在)

- お亡くなりになられた市民 46名(男性 25名 女性 21名)・市内で発見された方は 20名(市民の方 16名、市外の方 2名、身元不明の方 2名)
- 行方不明の方 1名(男性)